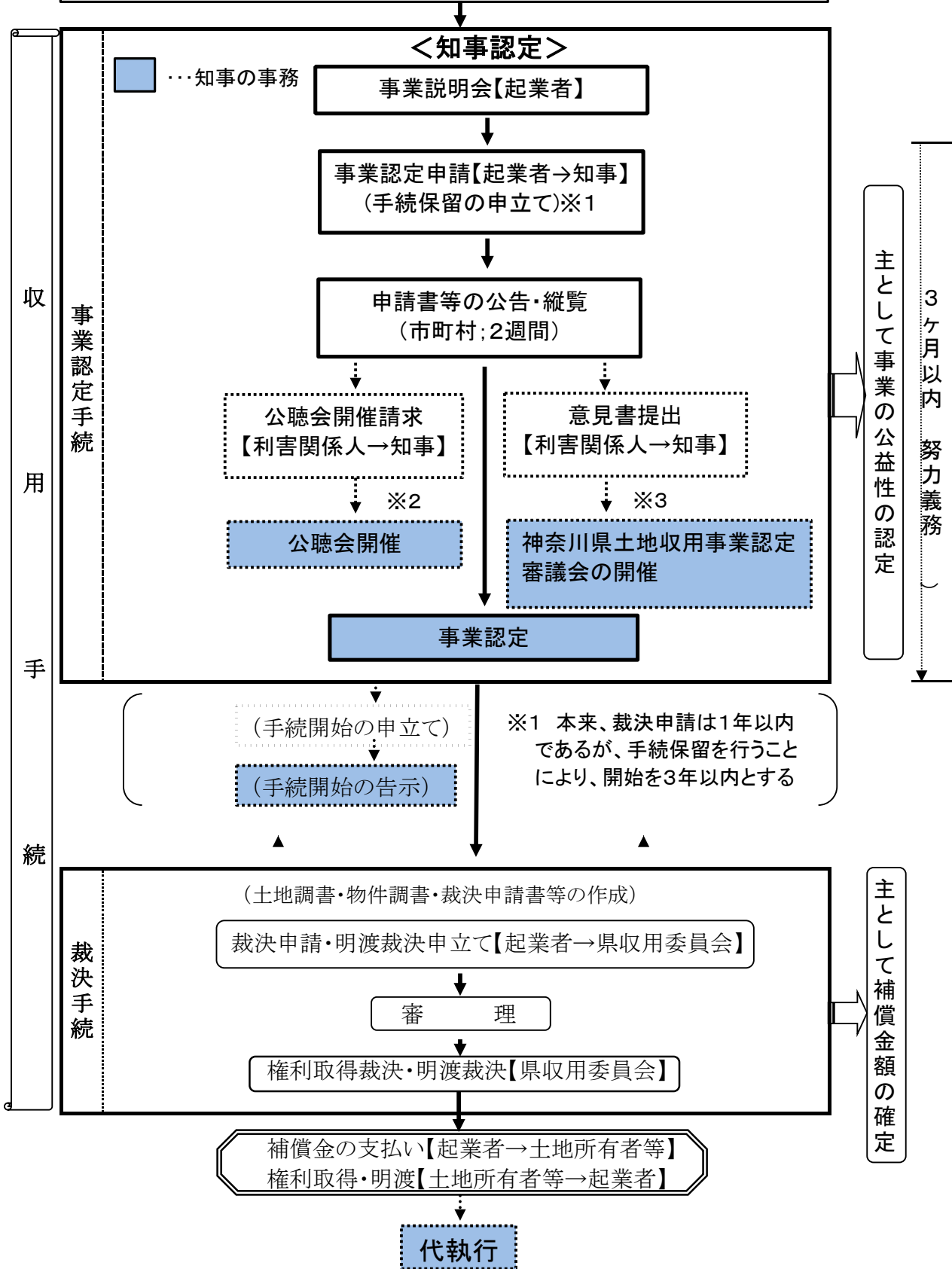


# 土地収用の流れ

事業に反対している、補償額に同意が得られない、所有権に争いがある場合など話し合いによる解決が困難なとき



※2 利害関係人より公聴会開催請求書が提出された場合に、公聴会開催が必要となる。  
 ※3 利害関係人より意見書が提出された場合で、認定庁が事業認定をする場合には事業認定に異議がある旨の意見があるとき、又は認定庁が事業認定を拒否する場合には事業認定をすべき旨の意見があるときに、土地収用事業認定審議会開催が必要となる。